

1. 目的

この標準は、当社（大道商事株）が定めた環境方針のもと、継続的に環境への負荷を低減し環境保全活動を推進するために、実施する取組を文書化し、効果的な運用を図ることを目的として制定する。

2. 管理責任者及び管理部署

本手順に基づく業務の管理責任者は本社は環境事務局、東浜リサイクルセンターは工場長とする。

(節 電 編)

3. 管理手順

(1) 照明設備

- ・各部署における照明設備については、それぞれの管理責任者において役割とルールを取り決め、適宜消灯を行い消費電力の削減を推し進める。

- ①工場内における照明の ON/OFF については、原則 8:00～17:00 までとする。
- ②昼の 12:00～12:45 までの消灯とする。
- ③ロッカー室、倉庫、トイレ等は使用時にオンする。またオンした者は使用後オフすること

- ・保守・点検

照度を維持するために、光源ランプの交換を適時行う。また、省エネ対応の電球を使用する。

(2) 空調設備

	運転時間	冷房温度	暖房温度	管理者
事務所	8:00～20:00	室温	室温	事務局
東浜	8:00～20:00	28℃以上で作動	22℃以下で作動	工場長

※残業がある場合は、必要に応じて使用する。

- ・居室を退出し、在籍者がいない場合は 30 分前に電源を OFF する。
- ・夏・冬使用後には電源をオフし、待機電力をカットする。
- ・保守・点検：空調機フィルターの清掃は使用期間中 2 回/1 ヶ月。

(3) クールビズ、ウオームビズの運用

夏季には、クールビズ活動を実施し、軽装などを実践する。服装は当社の社員としておかしくない服装とする。クールビズは外部温度が 28℃オーバーの時、冬季には、ウオームビズ活動を実施し、厚着をすること。ウオームビズは外気温度が 20℃以下の時

(4) OA 機器の使用

- ① 複写機の電源は、省エネモード設定とする。退社時は待機出力をカットする。複写機の使用は極力使用しないこととする。
- ② PC はスリープモード設定とする。設定時間は 3 分とする。必要時（使用する時）に電源を入れること。
- ③ 複写機、PC は 30 分以上使用しない場合は電源をオフする。帰宅時は電源を切断する。

環境管理標準

- (5) その他電気使用設備について
ポットの保温機能はなるべく使用しないこと。
- (6) 電気設備導入時について
電気設備の OA 機器、エアコン等購入時はエネルギー効率の高い機器を購入する。
また、照明等は LED 照明等に交換する

計測及び記録

- ① 工場全体は関西電力の電力使用量計で計測する。
- ② 環境活動計画書に毎月の実績記録を記入する。
- ③ 月毎の集計は環境事務局が行い、記録する。

(節 水 編)

4. 管理手順

(1) 水使用時

- ・事務所、本社ヤード、東浜リサイクルセンターで水を使用する際は、それぞれの管理責任者において役割とルールを取り決め、節水を行う。

- ① 節水シールを各蛇口付近に貼る。
- ② 入浴時はシャワーの使い過ぎに注意する。
- ③ 浴槽に湯を溜める蛇口には節水コマを設置する。
- ④ ホース手元にバルブを取り付ける。

- ・保守・点検：節水シールを張り付ける。(節水意識向上を図る為)
蛇口、バルブに水漏れが無いが2か月に1回点検を行う。

(2) 入浴時間は原則 17 時～20 時、3 時間とする。

- ・保守・点検：入浴時間の管理は事務局が行う。

計測及び記録

- ② 水道使用量は尼崎水道局の伝票で計測する。
- ④ 環境活動計画書に二か月ごとの実績記録を記入する。
- ⑤ 月毎の集計は環境事務局が行い、記録する。

5. 是正及び予防処置

目標は3ヶ月毎に評価し、未達成時の場合は不適合として処置する。

6. 各部署長は本手順に定めた手順の教育を必要に応じ実施する。

(燃 料 削 減 編)

5. 管理手順

(1) 収集運搬車(トラック)運転手対象の当社取決め内容の講習会を実施する。
以下講習内容を記載します。

① 急発進禁止

発進から5秒で、時速20キロ程度が目安
これを行うことにより、10%程度燃費が改善します

② アイドリングストップ

信号停止時、荷物の積み込み、荷下ろし時のアイドリングを停止する。
10分間のアイドリングで130cc程度、燃料を消費してしまいます。

③ トラックタイヤの空気圧チェック

空気圧が不足することにより市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。

以上の取決めを行い年間燃料消費量を2%削減します。

保守・点検

事務所掲示板に講習会資料を張り付け、意識向上を図る。
燃料給油の際3回に1回空気圧チェックをする。

計測及び記録

- ① 燃料使用量は、ガソリンスタンドの伝票で計測する。
- ② 環境活動計画書に毎月の燃料使用量を記載する。
- ③ 毎月の集計は、環境事務局が行い、記録する。